

Title	初期フランシスコ会の教団組織について
Sub Title	On the principle of constitution in the early Franciscan order
Author	坂口, 昂吉(Sakaguchi, Kokichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1975
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.46, No.4 (1975. 6) ,p.13(365)- 37(389)
JaLC DOI	
Abstract	<p>This essay intends to show what kind of ideal animated the constitution in the early Franciscan Order. In order to solve this problem, we must above all examine the writings of St. Francis of Assisi, especially the First and Second Rulus of his Order. According to these documents, we can find the names and roles of officials in his Order, e.g. a general minister, a provincial minister, a custodian and a guardian. But it seems strange to us that their functions, competences and statuses are too vague. It seems to us that, among them, only the general minister has a clearly defined status and authority. Besides, his power and competence has no limit except for the revision of the Rule of Order. Therefore, some people might say that the general minister had almost absolute power and the early Franciscan government was a kind of dictatorship. It is true that the early Franciscans were exposed to such a peril. However, St. Francis of Assisi and his true followers strongly hated such an absolute power within the constitution of their Order. Then, we must ask the reason why St. Francis conceived those Rules in which the peril to dictatorship originated. At first, we must notice that St. Francis and his followers renounced not only to the world and its properties but also to their legal status in the civil and ecclesiastical society. Following up such a heroic ideal, they could not form such corporation as a judicial person in its strict sense of the word, For this reason, when St, Francis and his followers drew up the Rules of their Order, they intentionally avoided the strict legal words. The result of this was that they could not make the clear legal provision which would have kept off the peril of tyranny. In other words, Franciscan Order was not any legal corporation but a fraternal congregation of strangers and pilgrims who all had no legal privileges at all. Therefore, theoretically speaking, not only the general minister but also any official in Franciscans could not have any legal power as to their colleagues, because the Order itself was not a legal corporation at all.</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19750600-0013

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

初期フランシスコ会の教団組織について

坂 口 昂 吉

序

フランシスコ会がすでに創立者アジジの聖フランシスの在世時代から、教会内の修道会的傾向を示していたことは、若干の研究者の間に多少の異論はあるにせよ、承認されてよいであろう。⁽¹⁾けれども、それが、従来の修道会とはおよそ性格を異にするものであったことも否定できまい。その相違はむろん、独自の清貧理念にあり、特に修道院共有財産を抛棄し、托鉢と労働に生計を依拠し、巡歴説教に従事したことにあるが、一方、会内の教団組織においても著しい特色を示した。この会内の社会構造と社会関係は、従来の修道会のそれと異なるものであると同時に、当時の封建的ないし市民的社会環境とも著しい対照を示している。本稿ではこの点に關し、聖フランシスの自筆文書中、特に会則(Regula)を中心に検討してみたい。

一

聖フランシスの手に成る会則のうち、現存のものは、一二二二年の「公布されるに到らなかつた会則」(Regula non bullata)と、一二二三年に「公布された会則」(Regula bullata)がある。前者は「第一会則」(Regula prima) 後者は

初期フランシスコ会の教団組織について

(三六五)

一三

「第二会則」(Regula secunda)とも称せられる。しかし、これは多少誤解を招きやすい名称である。なぜなら「第一会則」が厳密な意味で最初の会則ではなく、すでに一二〇九年ないし一二一〇年に書かれたものがあるからである。聖フランシスが、「遺言の書」(Testamentum)の中で、「私はそれをわずかな言葉で (paucis verbis) 簡潔に (simpliciter) 書かせた。そして主なる教皇が私に認可を与えて下さった」と書いてあるものがそれであり、ここで「教皇」とは当然イノセント三世のことである。一二二一年の「第一会則」は、この一二〇九年ないし一二一〇年の原初の会則と到底同一物ではありえない。第一に「第一会則」は「わずかな言葉で簡潔に」書かれてなどいないからである。その上、一二〇九年ないし一二一〇年の会則に関するツェラーノのトマスの「第一伝記」三二節の敘述も、聖書の句の中に「彼(聖フランシス)は聖なる改心のためにどうしても必要な他のわずかなこと (pauca alia) を挿入した」だけだとのべている。さらに決定的なのは Mathaeus Paris が聖フランシスは原初の会則を一葉の紙片の中に (in schedula) 福音の章句の行間に必要な言葉を織り混ぜてイノセント三世に提出したとのべていることである。これは、かなりの長文にわたる「第一会則」との相違を明確にしてくれるものである。

この原初の会則は失われてしまった。したがって残念ながら、フランシスコ会の原初の生活理想を知る手段もないわけである。もっとも近年になって、この原初の会則を再現する試みもなされているが、これまでのところ成功していない。しかも、この原初の会則が「第一会則」の中にどの程度まで生かされているかすら確言しえないのが現状である。

一般に会則の作製は、フランシスコ会士の成員の増大によって促されてきた。Jacobus Virriacensis が一二一六年十月に記すところによれば、フランシスコ会は年に一度総会を開き、規律を定め教皇の認可をえている。ここで定められた新しい規律が「第一会則」の中に収録されたことはありうる。しかし、聖フランシスは、この会則を作製した際に、法律の条文を起草するというより、自らの聖なる願望と兄弟たちへの靈的勧告という態度をとっているため、上述の既成の条文

に対し、かなりの附加や修正が加えられたものと考えられる。しかも Jordanus de Iano の年代記によれば、聖書に通曉した人物 *Caesarius de Spira* に、自ら起草した単純な言葉を福音の章句で修飾するよう委嘱したといわれる⁽⁷⁾。したがって「第一会則」は、既成の条文と大幅に異なるものであったことは間違いない。むしろ、それは聖フランシス個人の意図を端的にあらわし、彼と一身同体となって作業した *Caesarius* の諳んずる福音の章句がこれを表現したものといえよう。因みに、聖フランシスの聖書に関する深い造詣を力説する学者もあるが、これにはある条件を附さねばなるまい。即ち、聖フランシスが聖書をよく読み、字義通りにそれを実践したということは事実であろうが、それは、彼が聖書の字句をそのまま記憶していたというようなことではなく、むしろ聖書の真髓を身をもって把握していたということであろう。そのことは、聖フランシスの著作はともかく、その諸伝記の中で、彼が聖書の章句をそのまま引用して訓戒をたれた例は殆んどないからである。この点からも、彼の聖書の字義通りの実践の中に、およそパリサイ人や律法学士の臭みのない理由が求められるかもしれない。

それはともかく「第一会則」は、聖フランシスの大胆な理想主義を自由に展開したものであるといわれ、フランシスコ会士の成員の増大から後年生じた制度化や清貧理想の緩和という障碍を殆んど蒙っていないと考えられる。それ故にこの会則の価値があるのであるが、まさにその故にこそこの会則は欠陥を含んでいたのである。そこには、ベネディクト会則にみられる制度的規範が全く欠除しており、聖フランシスの個人的感化の充分に及ばない地方の管区指導者たちを途方に暮れさせたものと考えられる。したがってこの会則が、教皇庁の認可を受けられず遂に公布されずに終わったのも、単に教会当局者の圧力によるというよりも、フランシスコ会の内部事情によるところが大であろうと考えられる。

教皇ホノリウス三世は、一二二三年一月二十九日、教書 *Solet annuere* で、最終的会則すなわち「第二会則」を認可した。この会則の全文は、教書の中に含まれており、その原本は、アシジの *Sacro Convento* に保管されている⁽⁸⁾。ここ

で問題になるのは、果して聖フランシスがこの「第二会則」の起草者であろうかという点である。彼は「遺言の書」の十章で、主 (Dominus) は「会則」とこの言葉(「遺言の書」)を「簡潔かつ明瞭に (simpliciter et pure) に敘述し記録すべく私にお与えになった (dedit mihi)⁽¹⁰⁾」⁽¹⁰⁾ といっている。ここでいう「会則」を原初の会則ないし「第一会則」と解することは当をえていない。なぜなら、そこで「彼ら(会の指導者たち)は会則と共に常にこの書(「遺言の書」)を携えるべきである。そして彼らが開催するすべての会合において、会則を朗読する時、ともにこの言葉を読むべきである」⁽¹¹⁾ といわれているからである。すなわち「遺言の書」が著わされたのが一二二六年九月ないし十月であるから、その頃の総会や管区会で朗読された会則は、原初会則や「第一会則」ではありえず、まして後者が決して簡潔なものではないとすれば、ここにいわゆる「会則」とは「第二会則」にほかならないであろう。そしてこの「第二会則」を聖フランシスは神の助力をえて自ら書いたといっているのである。

けれどもここになお問題が残っている。すなわち、教皇グレゴリウス九世は、一二三〇年九月二八日教書 *Quo elongati* の中で「上述の会則起草の際にも、その教皇認可を得た際にも、私はまだより下位の職にあった時であるが、彼(聖フランシス)に助力した」⁽¹³⁾ とのべている。すると、グレゴリウス九世はまだオステリアの枢機卿ウゴリノであった当時、聖フランシスの会則作製に協力したということになる。このことは、聖フランシスが自ら起草したという「遺言の書」の告白と一見矛盾するように思われる。

ここで参考になるのは「ある上長宛書簡」(*Epistola ad quendam ministrum*) である。これは、聖フランシスがおそらくエリアスにあてて書いたものとされ、一二二一年以降の作であることは確実で、一二二三年聖霊降臨の総会開催より少し前のものとされている。⁽¹⁴⁾ その中で聖フランシスは「大罪を犯したものについて扱っている会則の全条項については、神の御助けによりつつ、聖霊降臨の総会の際に、兄弟たちの助言をえつつ (cum consilio fratrum) 定めるであろう」⁽¹⁵⁾

とっているのである。この文章で、聖フランシスは総会の立法権を認めているが、特にその総会とは「第二会則」作製の最終段階にあたるものなのである。それ故、現存の「第二会則」は、聖フランシスのみの手に成るものと考えべきではない。むしろ聖フランシスと共に総会に出席した会士たち、さらには教会当局の代表であると同時にフランシスコ会の保護枢機卿であったウゴリノの協働による作品とみてよかろう。かかる推定は、この会則の内容を分析することによって容易に裏づけられる。そのラテン文は、聖フランシスの他の著作にみられるものよりはるかに流暢で、生硬な表現や文法的誤まりを含まない。その上、法規が比較的厳密で当時の法律用語に適合しており、個々の条文も体系的に整理されている。これは、以前の「第一会則」においては全くみられない特色である。

では、聖フランシスは、助力者と協働の作品を、なぜ「主が私に与え給うた」(Dominus dedit michi)といたのであろうか。ただここで考うべきは、聖フランシスが「第一会則」のみでなく「遺言の書」についても、同様の表現を用いていることである。ところが「遺言の書」の第八章は、聖フランシス個人の作ではなく、幾人かの兄弟たちの協働をえて完成されたものである。⁽¹⁶⁾したがって彼が「第二会則」についても、協力者と共に起草したものを「主が私に与え給うた」といったとしても、特に不審の念を抱く必要はないと思われる。伝記作者たちの証するところによれば、彼はその生涯の重大な転機において、神の啓示を、単に福音の章句から受けた感銘や内的な靈感を通じてのみならず、アシジの司教の決定⁽¹⁷⁾とか兄弟シルヴェステルや聖クララの助言⁽¹⁸⁾を通じてえたという。然りとすれば「第二会則」起草に際しても、兄弟たちの助力や、枢機卿ウゴリノの助言を受けながら「主が私に与え給うた」と銘打つことは至極当然ともいえるのである。因みにこの句が、ウルガータ訳聖書に源を発し中世においてしばしば用いられた慣用句である点を考え併せれば、そこに近代的な無条件の獨創性を読みこむことの方が、むしろ不自然だといえるのではあるまいか。

したがって「第二会則」は、聖フランシスただ一人の著作であるとはいえない。むしろそこでは、彼個有の文章表現の

発露に乏しい憾みすらある。「第一会則」の魅力である詩的な精神の昂揚は、若干の箇所を除いてはみられないし、熱烈な祈りと道徳的勧めも影を潜めている。けれども、教会法用語や体系的整理や洗練されたラテン文も、聖フランシスの端的な意図を覆いかくしてはいない。特にこの会則を、彼の他の自筆文書との関連において読む時、彼独自の理解に基く福音的精神の指標を読みとりうるであろう。この意味で、原初のフランシスコ会の社会的特性を探る場合「第二会則」を「第一会則」と共に中心にして、他の自筆文書や諸伝記を参照することが肝要であると思われるのである。

二

フランシスコ会の社会構成の特色を把えるためには、まずその役職の組織に注目する必要があるだろう。会発展と共に、会上長の職権を厳密に規定し、会の運営の機能を円滑化する必要が生じたことは当然である。しかし、聖フランシスの在世期には、まだ彼のカリスマ的指導が重きをなし、会の役職は未だ萌芽のみしかなかった。だが、すでに幾つかの役職が定められ、そのおおよその権限も定まりかけてはいたのである。

会の全体の長として「総会長」(minister generalis)がある。だがこれは「第一会則」においてその名称が挙げられていない。ただ「修道会の長」(caput religionis)⁽¹⁹⁾とか「全兄弟会の長かつ僕」(minister et servus totius fraternitatis)⁽²⁰⁾と呼ばれてその存在が確認されるだけである。「第二会則」において初めて minister generalis の名称があらわれる⁽²¹⁾。両会則共に規定していることであるが、彼は教皇庁に従順を捧げ、また全会士は彼に服従する仕組みになっている。この役職は、制度化される以前、聖フランシス自身が会の中で務めていた地位に由来するものとみてよい。聖フランシスが謙譲の美德の故に、また急速に巨大化した会を統率する困難に直面して、指導的地位を有能な会士に譲り、自らもこれに服従するに到った時、この役職の誕生となったのである。けれども、聖フランシスは、総会長に会の運営を委ねても、

自らの原初の理想を曲げることだけは許さなかったようである。一二二六年の初頭に書かれたと思われる「總會宛書簡」(Epistola ad capitulum generale)において、彼は他の長たちと共に総会長もまた、この書簡の戒命を遵守せよとのべ⁽²²⁾ている。「遺言の書」においても、自らの末期の戒命の厳守を総会長を含めた全会士に求めている。⁽²³⁾また両会則ともその冒頭に、聖フランシスは「兄弟フランシス及びその後継者たちに」(Fratri Francisco et eius successoribus)全会士が従うべしとのべ、⁽²⁴⁾自らの名をまず記して、己の根本的な指導権を保障することを忘れなかった。これらのことは、少くとも聖フランシス在世時期において、総会長が絶対的権限を行使しえない立場にあったことを推測せしめるものであろう。

総会長の任命について「第一会則」は触れていない。だが「第二会則」では、前任者の死後、「管区長たち」(ministri provinciales)と、「準管区長たち」(custodes)が後継者を選出するよう定められている。⁽²⁵⁾また同会則では、上記の人々全体が「総会長」を無能と認めた場合、聖霊降臨の總會で廃位させることができる⁽²⁶⁾と規定されている。

総会長の権限は、初期とくに一二四〇年以前においては、かなり広汎なものであったと思われる。前述の如く、聖フランシスの在世期における精神的権威が彼の職権に制肘を加えることはあつたかもしれない。しかしそれを除けば、一応法規的体裁は整えてはいるものの余りに簡潔にすぎる会則以外に彼を制約するものはなかった筈である。その意味で彼の権限は会則に明記してある事項以外に、多岐に及んだものと推測される。だが会則に記されている事項だけでも、彼の職権の大きさは容易に察しがつくのである。

第一に、両会則とも、聖霊降臨の總會は総会長が召集すると定めている。そしてこの總會は三年毎に開催されるのであるが、時と場所を決定するのは彼である。⁽²⁷⁾第二に、説教者に対する試験および任命は「第一会則」では、管区長が行うことになっているが⁽²⁸⁾「第二会則」では総会長に属する職務とされた。⁽²⁹⁾第三に「第一会則」では、会士の上長に対する不満の最終の決裁が彼に委ねられている。⁽³⁰⁾第四に総会長のもつ下位の役職者に対する任命権がある。「遺言の書」では修院長に

対する任命権が明記されているが「第一会則」から管区長に対する任命権も保持していたことが想定される。⁽³²⁾

会則に記されている総会長の権限に対する制限は「第一会則」と等しく「第二会則」においても、会則の制定をしてはならないこと、及び会士の霊的生活の内容に干渉してはならないことである。⁽³³⁾これは総会長に対して禁じられるのみならず、当然すべての上長に対しても該当する禁止条項である。

総会長に次ぐ役職は、「管区長」(minister provincialis)である。この名称も「第一会則」ではただ「長」(minister)とあるのみで「第二会則」に到って初めて確定している。⁽³⁴⁾けれども「第一会則」において、彼らが個々の管区(provincia)に対してもっていた指導権は明瞭であるので、すでに一二二一年において管区長という役職が整っていたと考えてさしつかえない。「第一会則」によれば、長(minister)はその職務を私すべきでなく、命あれば文句なしに辞任せよといわれている。⁽³⁶⁾この点から、管区長の在職期間は、総会長が任意に決めたものと推測される。またこのことは、Jordanus de Janoの年代記の六五章に、一二三九年の総会で、総会長エリアスの専横に反対して、長たち(ministri)、属管区長たち(custodes)、修院長たち(guardiani)が選挙で決められることを定めた、⁽³⁷⁾と記されている事実からも裏打ちされよう。

「第一会則」によると、管区長は個々の会士を自らの管区内の諸修院に配属させる権限をもっていた。⁽³⁸⁾また「第一会則」と「第二会則」において、各会士たちは、種々の困難、すなわち衣食に窮したり、霊的生活の危機に直面した場合には、管区長に訴えでよう指示している。⁽³⁹⁾さらに管区長は、特に病人、⁽⁴⁰⁾隠修士的生活をしているもの、⁽⁴¹⁾大罪を犯したものに配慮せよと指示されている。これらの記述は、初期のフランシスコ会において、管区長が会士たちの直接の上長であった状況を示唆するものであろう。

このように管区長は特に大罪を犯したものを保護せよと命ぜられている事実は、彼らがある種の罪を許す権限を与えられていたことを暗示する。ただしそれが如何なる種類の罪か、また許しの規定がどのように定められていたのかは不明で

ある。また「第一会則」と「遺言の書」は、管区長に対し、会則を無視した会士について報告を受け、自らの下に出頭させることを命じ、⁽⁴³⁾また両会則共にこの義務遂行を容易に果しうるよう「巡察すべし」(visitant)と義務づけ⁽⁴⁴⁾ている。さらに注目すべきは「第一会則」によると、管区長の職務遂行は、下位のものによって見守られ、不正を犯す場合は彼らによって訴えられることになっている。⁽⁴⁵⁾さすがに「第二会則」でこの条項は消失するが、前述の総会長による任命制とあわせて考える時、初代における管区長の任務の重大さに比しその地位の不安定性を示すものといえよう。

だが、管区長の権限は、その管区内ではかなり広汎にわたっている。第一に、「第一会則」、「第二会則」ともに、入会許可の権を管区長にあたえ⁽⁴⁶⁾、しかも「第二会則」では、修練士の着衣を、正当な理由ある場合には会則通りでなく彼らが定めうることになっている。⁽⁴⁷⁾第二に「第一会則」では、説教の許可権を管区長に与え、⁽⁴⁸⁾「第二会則」になるとその権が総会長に限られるようになるのであるが、⁽⁴⁹⁾それでも布教団の選抜試験およびその派遣は依然として管区長の掌中にある。⁽⁵⁰⁾第三に「第二会則」によれば、彼らは管区会召集権をもっているのである。⁽⁵¹⁾

会全体の指導についても、管区長はその同僚と連帯を組んだ際にかんがりの権をもっていた。「第一会則」、「第二会則」、「ある上長宛書簡」によれば、総会を通じてのみにせよ、彼らは会全体の運営に参与することを認められている。⁽⁵²⁾さらに「第二会則」になると、管区長は、総会長が死亡した場合、また彼らが準管区長と一致して彼を不適任と判定した場合、総会において新しい総会長を選出する権利をもっている。⁽⁵³⁾その上、彼らは会全体の保護枢機卿の任命について教皇に願う権を、総会長と連帯でもっているのである。⁽⁵⁴⁾

総会長と管区長いづれについてもいえることであるが「第二会則」では平修士でも就任しうることになっている。⁽⁵⁵⁾この点も、前述のエリアス追放事件以降は変化し、平修士の管区長は認められなくなるのであるが、初期フランシスコ会の大きな制度的特色といつてよいであろう。

管区長に次ぐ役職は、「属管区長」(custos)である。総会長、管区長については、多少の変更はあるにせよ今日でも本質的に変わっていない。しかし属管区長は、今日では管区長の代理者であるが、当時は全く異なった任務をもつものであった。この役職の名は「ある上長宛書簡」に始めて名をあらわす。⁽⁵⁶⁾「第二会則」によれば、彼らは管区長と等しく、衣食に困窮したり特に病苦に悩む会士の世話、ならびに会士の救霊のための配慮を引きうけている。⁽⁵⁷⁾「隠修所における修道生活について」(De religiosa habitatione in eremo)によれば、この救霊に対する配慮は、管区長と同じく隠修者にもおよんでいる。⁽⁵⁸⁾「ある上長宛書簡」では、大罪を犯した会士の決裁も属管区長に委ねられているが、⁽⁵⁹⁾「第二会則」にその記載はない。そのほか総会長選挙の準備に加わったり、総会に出席したり、属管区を召集したりするような管区長と相似た権限が属管区長に与えられている。⁽⁶⁰⁾ために属管区長の名は、「遺言の書」、「総会宛書簡」、「第二会則」において管区長と併記し、その直後にあらわれてくるのである。⁽⁶¹⁾

属管区長の権限は、当初から明確に規定されていたわけではないらしい。custosの語は、ある箇所では、一般に会の役職者を表現するために用いられていたかの印象を受ける。殊に「第二会則」では確かに総会長の別名としても使われている箇所がある。⁽⁶²⁾けれども「第二会則」成立以前に、属管区長が役職として固定化したことはまず疑いがないようである。それは、Jordanus de Janoの年代記の三〇章から三一章によれば、一二二三年三月八日のドイツの管区会で一定の役職としてcustosの名が挙げられているからである。⁽⁶³⁾したがって、「第二会則」におけるcustosの語の奇妙な使用は、法律に精通しない聖フランシスが、まだ耳新しい法的呼称を混同して用いたにすぎないと考えられよう。

「遺言の書」に、罪を犯したものは、まず属管区長に、ついで管区長に委ねらるべきことが規定されている。⁽⁶⁴⁾この記述から、属管区長が管区長に従属することが明らかとなると同時に、一二二三年から一二二六年の間に管区長が他の役職から一層明瞭に区別されていったことがわかる。最終的發展段階において、属管区長は、管区長に従属し、管区の一部を指

導する権限をもつものとなったのである。この意味で、フランシスコ会初期の属管区長は、今日における管区長代理とは全くちがったものであったといえよう。

最下の役職として、修院長 (guardianus) がある。これについては、「第一会則」、「第二会則」とも規定していないし、聖フランシスコの他の自筆文書も断片的にふれているにすぎない。「総会宛書簡」でそれは、属管区長の下に位置する役職としてでてくる。⁽⁶⁵⁾だがそれより早く「ある上長宛書簡」において、重罪を犯したものが最初に頼るべきものとして修院長にふれ、この役が属管区長より下位にあることも示唆されてある。またこの書簡で聖フランシスコは、名宛人の上長に対し、ある場合には己の判断を修院長に伝達せよ、とのべている。⁽⁶⁶⁾したがって既に一二三三年までに、修院長が一定の役職となっていたことは明らかである。「遺言の書」では、修院長が下位のものに対し、従順の名により絶対的命権をもつとべられている。また修院長は総会長により直接任命されるという言及もみられる。⁽⁶⁷⁾ただし、これが修院長任命の唯一の方法であったとは思われない。すでに当時におけるフランシスコ会の管区の拡がりの大きさや、管区長や属管区長という総会長と修院長の中間にある役職者の存在や、管区会や属管区会のもつ権限等からみて、当然ほかの任命のしかたも考えられるからである。その点はいずれにせよ、修院長が会則に規定されていないとはいえず、各会士の直接の上長たる役職になつていたことは疑いえないであろう。

上述の如きフランシスコ会の役職の構成を概観する時、第一に注目すべきは総会長の権限が絶大であるということであろう。なるほど彼は、聖霊降臨の総会で管区長・属管区長の総意により辞任に追いこまれることもありうる。けれどもかかる辞任を要求する権利をもつ下僚は、その任免を総会長の手中に握られているのである。したがって会全体の中から総会長に対する反感が澎湃として高まるということでもなければ、彼はただ下僚の首のすげかえをするだけでその地位を保ちうるであろう。このことは、ほぼ同時代のドミニコ会会憲⁽⁶⁸⁾において、各管区に管区長や管区代表の選出権が委ねられて

いるのと比較する時、極めて对象的であるといわざるをえない。またドミニコ会会憲において、総会は最高の議決機関としてその構成メンバーや議決方法まで明細に記されているのに反し、フランシスコ会の場合、その三年毎の召集のほか会則になんら厳密な規定がなく、わずかに「ある上長宛書簡」にそれが一種の立法・咨問機関であることの示唆あるのみである。これもフランシスコ会の制度的不備を示す第二の特色であり、場合によれば総会長の専制的支配を生む可能性を秘めていたと考えてよからう。第三に少くとも会則から判断する限り、管区長はともかく、属管区長以下の地位とその権限の規定がはなはだ曖昧であり、これも管区代表、修院長、修院代表についてその選出方法と権限を明確に定めているドミニコ会会憲との著しい差異を示すといつてよからう。

かかるフランシスコ会の構成は、一応体裁は管区組織をとっているものの、その内実は総会長のもとに直接統轄されている大集団という印象を与える。しかもその統治組織は極めてルースであつて、会士各人の個人的裁量に委ねられるところ大であつたとみてもよからう。なぜなら、当時すでにほとんど西欧の全域におよび、しかも東方へも布教団を派遣する勢いにあつた龐大な会士たちを、総会長一人の直接監督下におくことなど到底不可能だからである。この無統制の弊害はやがて一二四〇年頃より新たな会憲作製の必要を生む一因となるであろう。けれどもかかる制度的な不備や法的規制の欠除は、会の創始者聖フランシスが法律的知識に暗かつた故のみでなく、彼独自の社会意識を反映しているとみられるのである。なぜなら彼自身が法律に暗かつたにせよ、会則作製当時の彼の周囲には、ポローニャなどで学んだ法律的教養をもつ多くの会士たちがあり、しかも会の保護枢機卿ウゴリノも干与していたからである。したがつて会則の法的規範の簡素化は、むしろ聖フランシスの望むところであつたらうと推量されるのである。

聖フランシスが、その会則の中で多くの福音的勸告を引用しながら、一方制度面で極めて不十分な規定しか行わなかったのはなぜであろうか。ここにフランシスコ会が従来の多くの修道会と異なる一つの秘密がかくされているといってもよからう。聖フランシスは当初、修道会を創立し自らその会長になるなどという意図はおよそもちあわせていなかったのである。彼はただ自分個人の徹底的な清貧による修道と、周囲の人々に対する自由な心情の吐露以外に何も考えていなかったといえよう。ところが彼の模範にならって生活しようとする兄弟たちが自然に集まってきてしまった。したがって彼はこの人々を自己自身の改心と同じように主の賜物と呼んでいるのである。⁽⁷⁰⁾この純粋に自然発生的な修道団体の形成は、ベネディクト会やクリュニー、シトー、ドミニコ会などの意図的な修道団体成立史と著しい対照をなすものである。したがって原初のフランシスコ会の規範は、聖フランシス個人の生活理想以外になにもなかったであろう。というのも会則に則って会が形成されたのではなく、単純な福音的理想に生きる一個人を中心として集まった自由な人々の集団が自ずと会を形成してしまったからである。今は失われた原初会則は「遺言の書」から推察すれば、聖フランシス自身が実践した福音書に基く生活形式をおよそ法律的強制など配慮せず簡潔に書きくたしたものであった。したがって、ツェラーノのトマス(71)の「第一伝記」からうかがわれる初期の会の性質は、キリスト在世時における使徒たちのつどいに酷似している。そこには同位者の愛による結合、文字通りの兄弟関係すなわち *fraternitas* あるのみである。この原精神は、上長と下僚の關係がかなり明確化した段階になっても依然失われはしなかった。その証拠に「第一会則」五章においては、上長の指導も下位のものの服従も「靈的愛によって相互に自ら進んで奉仕し服従すべきである」とのべられている。⁽⁷²⁾

会則の条文を法的観点から解釈するならば、総会長の権限が絶対に近いかの印象を受けるかもしれない。また現実にもそのような弊害が後にあらわれなかったともいいきれぬであろう。しかし会則の精神に準拠するならば、それは途方もない見当違いだといわざるをえない。なによりもまず、会の役職は、封建的支配の顯現ではないことに注目すべきである。上

長は、たとえ総会長といえども対等のものの兄弟関係である *fraternitas* の外にあるのではない。「第一会則」第六章に明記されているごとく「この生活規範においては、誰も上長 (*prior*) と呼ばれてはならず、すべて例外なく小さき兄弟 (*fratres minores*) と呼ばれるべきである。また互いに相手の足を洗うべきなのである。」⁽⁷³⁾このことは、聖フランシスが当時の修道会で上長に用いられた通称、すなわち *abbas, prior, praepositus, superior, magister* の如き人の上にたつ地位を示す用語を一切許さず、*minister, custos, guardianus* の如きもっぱら奉仕者・助力者を示す呼称のみを用いていることとあわせて味わうべき点であろう。また「隠修所における修道生活について」によれば、指導者と一般修士との関係を、上長と従属者という言葉で表現せず、「母たち」(*materes*) と「息子たち」(*filii*) と呼んでいることにも注目すべきであろう。⁽⁷⁴⁾ここで会の上長が「母たち」と呼ばれていることは、ツェラーノのトマスの「第二伝記」において、会そのものがすべての会士たちの共通の「母」(*mater*) と言われていることと関連して考えれば、一層その意義が明瞭になる。すなわち、フランシスコ会においても、ベネディクト会的な修道院の家族的社会的な社会構成が考えられているにせよ、その家族的概念の意味内容が両者において根本的に異なるのである。ベネディクト会においては、家父長的支配の觀念が優位を占めているが、⁽⁷⁶⁾フランシスコ会においては家父長権なく、ただ母の慈愛あるのみであって、しかもその慈愛たるや会士相互の慈しみと労わりの総体ともいふべきものである。

第二に会則の性格そのものが、従来の修道会則とはなほだしい相違を示している点に注目すべきであろう。フランシスコ会のそれは、教皇よりの認可をえ、一応法的効力をもっているとはいへ、その内容から判断する限り、およそ厳密な法的規定を欠いているといわざるをえない。その中には、個々の会士はもちろん、会全体の教会法上の地位や特権を保障すべきいかなる条項も含まれていない。その意味で会則が教皇の認可を受けたことは、フランシスコ会が異端ではなく正統信仰に基く団体であるという承認にとどまり、いかなる法的保護の下にもない同志の結合たる性格を変えはしなかった。

もちろん会の保護枢機卿という存在が現にあり、その後継者の任命を教皇庁に願いでるようとの規定がある。しかしこのことは、何も必ず保護枢機卿が任命されるという保証を与えるものではない。かかる意味からして、フランシスコ会は、厳密な意味での法人ではなく、世俗法上はもちろん、教会法上の地位や権利も保証されていない集団であるといわざるをえない。強いて法的関係を求めるとすれば、「第一会則」および「第二会則」に謳われている教皇への絶対服従の精神からして、フランシスコ会は教皇の *Familia* の中において生殺与奪の権を握られている未成年者か奴僕の様相の如きものといえるかもしれない⁽⁷⁷⁾。しかもこのことは、フランシスコ会側からの一方的自己献身によるものである以上、教皇庁をして会を自らの家父長権の保護下にいれるよう義務づけるものではないのである。したがってフランシスコ会は、生命・財産・訴訟・自衛など一切の法的・制度的保護をもたぬ福音的流浪の民といっても過言ではなからう。会は個々の会士にとって拠るべき母であった。しかしその母は、盗るばかりの神の恵みを除けば、何一つ支えをもたぬ母だったのである。各会士は、この母なる会から精神の糧を受ける以外には、自らの労働と托鉢によって生計を立て、巡歴説教に専心するのみであった。

第三にかかる会則の基本的性格は、会則の具体的内容にも当然反映している。それは、法的な意味での許可とか禁止条項に極めて乏しく、むしろ各会士が己の良心の吟味をするために用いる一般的規範という性格を帯びている。各会士は、この規範に照らしつつも、自己の修道をむしろ自立的に営むことを勧められている如くである。会則には、多くの福音的原理に基いた規定があるが、会の生命ともいふべき無所有の原則を除いては余りに病弱者に対する労わり故の例外が多く、およそ厳密な法的規範の性格に乏しく、むしろ宗教的な勧告の如き感じさえ与える⁽⁷⁸⁾。もちろん罪を犯したものに対する罰則にもふれられているが、誰が責任をもってこれを処置すべきかを定めているだけであって、罪の内容を明示しそれに適わしい罰則規定を設けているのは、「第一会則」一三章の姦淫の罪に対する処置しかない⁽⁷⁹⁾。一般に罪に対しては、病者に対する労わりの処置に類する態度が看取されるのである。このことは、厳格無比の会の理想と著しい対象をなしているとい

えよう。これは、フランシスコ会が、一般社会の法秩序の埒外にありながら、さればといって *Sekten* 的な盟約関係で結ばれた鉄の如き組織でもなく、神秘的な靈感に満たされて寄りつどうた自由な独立的個人の集まりとでもいうべき性格を保持していたからではあるまいか。⁽⁸⁰⁾ この点については、すべての会士に対し共通に命ぜられる祈りの規定が、ベネディクト会則と比較する時、異常に簡略であることもその傍証となりうるであろう。⁽⁸¹⁾ すなわちフランシスコ会は、その理想の達成を外的律法によらず、状況に応じつつ各修士の内的衝動にしたがって実現し、ただ相互の兄弟的愛と互助によって結ばれていた団体というであろう。

上述の如く、対等の兄弟関係という基本概念の故に上長による統率も緩和され、法人格をもたざるが故に微弱な会組織による規制しかない社会にあっては、会士各自に大幅な自由が与えられるのは当然なことである。けれどもこの自由は、「第一会則」および「第二会則」の冒頭にある従順⁽⁸²⁾の誓いと矛盾しないであろうか。この疑念に対しては、聖フランシスの「兄弟レオ宛書簡」(*Epistola ad fratrem Leonem*) が明決な解答を与えてくれるので、次に引用してみたい。

「兄弟レオよ、兄弟フランシスはあなたに救いと平和を望みます。したがって私は、母の如く私の息子なるあなたに語ります。というのは、私たちが折節のべてきたすべての言葉をこの短かい言葉に要約し、今後あなたが助言(*consilium*)を受けるために私のもとへ来る必要を感じる場合を予想して、私はあなたに次のように助言します。すなわち、如何なる方法であろうとも、主なる神の御旨にかなひ、主の御跡と清貧に従うのにより良いことであるとあなたが思うなら、主なる神の祝福と私に対する従順(*mea obedientia*)の故にそれを行いなさい。そしてもし、あなたの靈魂と他の慰めをうるために私の所に来る必要があるならば、レオよ、その時にはいらっしやい。⁽⁸³⁾」

この書簡にみられる聖フランシスの語調には、限らない親愛の情が満ちているだけではない。そこには、上長の下僚に對する命令的な口調がいささかもみられない。この書簡が書かれた一二三三年頃、聖フランシスは形式的にはエリアスに

総会長の地位を譲っていたものの、会の精神的指導者たる権威は揺がぬものであった。にもかかわらず彼は愛弟子レオに對し、全く對等の兄弟として呼びかけ慈しみを示している。だがこの書簡に潜む深い意味はそれに尽きるものではない。この書簡によれば聖フランシスの平等觀は、すべての会士が己と等しく神に召され靈感を与えられているものである、という信念に根ざしていることが如実にうかがわれるのである。したがって、各会士が己に直接語りかける神の声に忠実したがって実践することこそ、とりもなおさず聖フランシスと会則に對する従順なのである。これは、たとえ如何なる善業であろうとも、上長の許可なくして行われた行為は、傲慢の罪をまぬがれぬとする、従来の修道院的従順からの甚しい背裏を示すといつてよからう。従順の徳を説いた聖フランシスではあったが、彼自身が会内の兄弟たちに求めた従順とは、貧しきキリストの招きに直接応えること以外のなにもでもなかったのである。かかる宗教的平等觀の実現は、当時の一般社会における法的権力に基づく封建的身分關係や、財産の額に基づく市民的人物評価と真向から矛盾するものであったことはいうまでもない。聖フランシスは、かかる既存の社会構造を變革する意志など毛頭もっていなかった。⁽⁸⁴⁾けれども、彼が自らの人格とその会を通じて、無意識のうちに封建的・市民的概念に對決していたことは事実である。フランシスコ会士たちは、会の内外の別を問わず、すべての身分の人に平等に接した。このことは、当時のもっとも過激な民衆宗教運動であるカタリ派が、団体外のすべての身分の人に平等に接しながら、団体内においては厳格な階層秩序を形成したの⁽⁸⁵⁾と對照的であるといえよう。

この独自の宗教的平等觀念の故に、フランシスコ会は、召命を受けた人々を身分の区別なく受け容れた。もちろん、ベネディクト会則も、奴隸を除きすべての階層に属する人々の入会を認めてはいる。⁽⁸⁶⁾しかし聖フランシスの時代において、ほとんどすべての修道院で眞の修道士たりうるのは、身分の高いものに限られていたことに注目しなければなるまい。だが、初期のフランシスコ会士の社会的出自は極めて多彩である。もちろん当時の民衆宗教運動の一般的趨勢にしたがい、

フランススコ会入会者にも、貴族・裕福な市民・法律家・教養人・聖職者が多くの割合を占めてはいる。しかし中には Johannes Simplex の如き極貧の出のものも含まれている。⁽⁸⁷⁾ さらに注目すべきは、「第一会則」七条の「兄弟たちのもたらくるものは誰であろうと、すなわち友であろうと敵であろうと、泥棒 (fur) であろうと強盗 (latro) であろうと全き好意をもって受け入れるべきである (benigne accipiatur)」⁽⁸⁸⁾ との箇条である。この箇条が、正規の入会を示すものか否かについて問題があろう。しかし同じく「第一会則」二条の正規の入会規定に用いられている言葉もやはり benigne accipiatur という用語を使っているところから察すれば、たとえ正規の入会を示すのでなくとも、そこに働いている受容の精神にいささかの相違も認められないと考えてよいと思う。

以上にフランススコ会内部の社会構成の原理を考察してきたが、なお会外との関係を吟味する必要がある。なぜならフランススコ会は、一般社会から隔絶し修道院の壁の中に閉じこもって特殊な修道理想の達成をめざす団体ではないからである。彼らは個人的に財産と社会的地位を抛棄したばかりでなく、修道院共有財産も捨て去り、極言すれば修道士という一種の特権身分をすらもたぬものである。したがって彼らの進む道は、一人一人が住むに家なく糧を購う財なく身を守る地位も特権もなく、不安定な日傭い労働と托鉢のみによりつつ、封建的特権と市民的財産権で固められた苛酷な社会の真唯中を流浪しゆくほかなかったのである。このことは、フランススコ会士が一般社会の中にある脱社会集団であったと理解してもよいであろう。すなわち彼らは、世俗社会の中にありながら、その与える一切の恩恵と保証を自発的に拒否するものであったのである。この脱社会性の徹底した一側面は、聖フランスの労働観のうちにかがえる。「第一会則」七章によれば、すべての会士が労働の義務を負わされている。⁽⁸⁹⁾ しかし、その労働の種類は肉体労働を主とする賤しいものでなければならず、それも報酬を目的とする賃金契約によるものであってはならない。では何のために働くのか。それはもちろん、他人に迷惑をかけず生計をうるためでもあるが、代償を要求しない以上確実に日常の糧をうる保証はない。む

しる労働の目的は積極的に人々に奉仕することである。さらに「第二会則」五章によれば、労働とは神の恵みであり、それによって靈魂の敵である怠惰を放逐し「聖なる祈りと信仰の炎をかき消さぬために」とある。かかる労働観は、二重の意味で当時の社会通念から離脱するものである。第一に封建社会において下層民に強制される賤しむべき肉体労働の重視であり、第二に市民社会における営利的な賃金労働の拒否である。かかる社会的通念からの離脱の故に、聖フランシスは自他共に認める愚者 (idiota, simplex) となり、文字通りの下層民 (minores) に属し、辛酸のうちに成聖への道を歩んだのである。ツェラーノのトマス「第一伝記」は次のような話を伝えている。すなわち、聖フランシスはある修道院で炊事場の助手として幾日も働いたが、この修道院長は彼を単なる浮浪者とみなし、飢えをしのぐに足るものすら与えなかったという⁽⁹²⁾。修道院ですら然りとすれば、この呆気者とその弟子たちに対する在俗聖職者をも含めて俗世間の反応たるや察するに余りあるであろう。

聖フランシスが、托鉢を恥ずることを許さず、むしろ神の業 (opus Dei)⁽⁹³⁾ として讚美したことも、上述の如き状況の中で理解されるべきであろう。「第一会則」においても「第二会則」においてもまず労働の厳格な義務づけがあり、ついで托鉢の勧めがでてくる。しかも「第一会則」では、「必要ある場合には」(cum necesse fuerit)⁽⁹⁴⁾ という条件つきである。ではこの必要ある時とはいかなる場合であろうか。「遺言の書」にその明瞭な答えが与えられている。すなわち「労働の代価が私たちに与えられない時、私たちは戸毎に托鉢を乞うて主の食卓に着くべきである」⁽⁹⁵⁾ と。したがって托鉢とは、社会の中にあって動産も不動産もなく、また安定した身分と結びつく定職につくことを禁じられ、しかも日傭いの労働についてすら賃金契約を結ぶことを許されぬものが、労働報酬を与えられぬ時、最後に拠るべき手段なのである。かかる意味においてのみ、托鉢は「神の業」なのである。またその故にこそ托鉢は、俗世の中にありながらその羈絆を離脱し「異郷人かつ巡歴者」(advenae et peregrinae) として生きるフランシスコ会士の生活理想の尖端を示すものであったのである。

上述の如く、賤しい労働とか日々の糧とかいう人間生存のぎりぎりの線まで、権利や契約の如き法的な関係を一般社会と結ぶのを拒否することは、フランシスコ会独自の特色であると共に、その制度面を考察する場合にも見落してはならない点であるといえよう。それは封権の特権や市民的財産権はもちろんのこと、およそ一切の権利・義務関係で結ばれる社会関係の否定によって成り立つ会である。かかる会の原精神からみれば、偶発的な状況の産物である会の制度が不備なのは当然であって、極言すればそれは真の意味での制度ではなく法的根拠をもたない擬似制度といっても過言でないといえるであろう。

結

初期フランシスコ会の制度的構成は、その会則から判断する限り、一応の役職の規定はあるものの、法的にみて極めて不備であるといわざるをえない。各役職の権利義務の規定が曖昧であり、その地位が不安定であり、しかも総会の規約すら十分に整っていない。このため、一見したところ総会長の専制的支配を容認する体制とすら憶測されうる。けれどもフランシスコ会の社会原理から理解するならば、これは甚しい誤解といわざるをえない。フランシスコ会はもとと法人格を有する団体ではなかった。というよりも、一般社会の中における一定の地位を保障する法人格を拒否する人々の集まりであったといえよう。彼らは、権力と法的規範に基く封建的秩序にせよ、富に基く市民的秩序にせよ、当時の一般社会の原理から離脱し、純粋な兄弟愛に基く平等な修道者の同志的結合を欲していた。したがって彼らは一切の公的関係に入ることを拒否するものであった。しかも彼らは、従来の同種の修道団体の如く、人里離れた場所に隠棲したのではなく、世俗社会の中にあつてこの理想を実現せんとしたのである。その意味で元来の彼らは、世俗社会の中にある宗教的な流浪の民であった。けれども会の成員の増加と地域的拡大は、ある程度の制度化をやむなくした。ここに生じたのが、「第一会則」

および「第二会則」の中に福音的勧告に混じって散見する役職や総会に関する極めて心許無い規定なのである。したがって、その法的不備は、彼らの法的知識の欠除の結果というよりはむしろ、意図的な作為であるといってよからう。また法外に強力にみえる総会長の権限も、その権源が公的性格を欠いていること、また総会長自身が自発的な社会からの離脱者である聖フランシスの後継者にすぎないことに思いを致すべきであろう。

註

- (1) 拙稿。「初期フランシスコ会の形態に関する考察」*史学* 四一巻一号。六五—八六頁参照。
- (2) K. Eber und L. Hardick, *Die Schriften des hl. Franziskus von Assisi*, Werl i. Westfalen, 1951, S. 2-3.
- (3) Testamentum, c. 4. in: H. Böhrer, *Analekten zur Geschichte des hl. Franciscus von Assisi*, Tübingen, 1961, 3 Auflage, S. 25.
- (4) Thomas de Celaon, *Vita prima*, n. 32. in: *Analecta Franciscana*, t. X. *Ad Claras Aquas*, 1926, p. 25.
- (5) L. Lemmens, *Testimonia minora saeculi XIII de S. Francesco Assisiensi*, *Ad Claras Aquas*, 1926, p. 29.
- (6) *Ibid.*, p. 80.
- (7) L. Hardick, *Nach Deutschland und England—Die Chroniken der Minderbrüder Jordanus von Giarno und Thomas von Eccleston—*, Werl i. Westfalen, 1957, S. 51.
- (8) H. Felder, *Die Ideale des hl. Franziskus von Assisi*, Paderborn, 1951, 6 Auflage, S. 358.
- (9) K. Eber und L. Hardick, *Ibid.*, S. 6.
- (10) Testamentum, c. 12, S. 27.
- (11) *Ibid.*
- (12) K. Eber, *Das Testament des hl. Franziskus von Assisi*, Münster i. Westfalen, 1944, S. 107-115.
- (13) K. Eber und L. Hardick, *Ibid.*, S. 6.
- (14) *Ibid.*, S. 24.
- (15) *Epistola ad quendam ministrum*; in Böhrer, *Ibid.*, S. 19.
- (16) K. Eber, *Das Testament*, S. 68-70. 「貴信の書」十章に「*Intentio regulae*」の中に、はじめ聖フランシスは木と泥土の住居と貧弱な教会堂の所有を認めようとしたのに対し、嚴格派の兄弟たちが働きかけて一切の所有を禁じさせたという証言がある。
- (17) 聖フランシスは、父から勸告られ清貧の道への決心を固めた時、および原初の会則の認可を受けにローマへ赴いた時、ア

- ンシの同教 Guido から助言を乞はつる。° Celano, *Vita prima*, n. 15. p. 14; n. 32. p. 26.
- (81) 聖フランシスは、純粋な観想者となつて使徒職を抛棄すべきではなかつたやう疑惑にとらわれた時、クララとシルヴァエスネルに使者を遣わし、彼らの意見を神の言として受けつゝ、使徒職をも継続遂行する決心をした。 Bonaventura, *Legenda major*, c. 12. n. 2. in: *Analecta Franciscana* t. X. p. 611.
- (91) *Regula prima*, Prologus, in: Böhmer, *Ibid.*, S. 1.
- (92) *Ibid.*, c. 18. S. 12.
- (12) *Regula bullata*, c. 8. in: Böhmer, *Ibid.*, p. 22.
- (22) *Epistola ad capitulum generale*, Prologus; c. 5-6. in: Böhmer, *Ibid.*, S. 38; S. 41.
- (33) *Testamentum*, c. 12. S. 12-13.
- (24) *Regula prima*, Prologus, S. 1; *Regula bullata*, c. 1. S. 20.
- (25) *Regula bullata*, c. 8. S. 22.
- (29) *Ibid.*, S. 22-23.
- (27) *Regula prima* c. 18. S. 12; *Regula bullata*, c. 8. S. 22.
- (28) *Regula prima*, c. 17. S. 11.
- (32) *Regula bullata*, c. 9. S. 23.
- (38) *Regula prima*, c. 5. S. 4.
- (35) *Testamentum*, c. 9. S. 26.
- (33) *Regula prima*, c. 17. S. 11.
- (33) *Ibid.*, c. 5. S. 4; *Regula bullata*, c. 10. S. 23.
- (35) *Regula prima*, c. 4. S. 3.
- (36) *Regula bullata*, c. 2. S. 20; c. 7-8. S. 22; c. 12. S. 24.
- (36) *Regula prima*, c. 17. S. 11.
- (37) L. Hardick, *Ibid.*, S. 90-91.
- (38) *Regula prima*, c. 4. S. 3.
- (33) *Ibid.*, c. 4. S. 3; c. 6. S. 5; *Regullata* c. 4. S. 21; c. 10. S. 23.
- (92) *Regula bullata*, c. 4. S. 23.
- (17) *De religiosa habitatione in eremo*, in: Böhmer, *Ibid.*, S. 46.
- (27) *Regula prima*, c. 5. S. 3-4; *Regula bullata*, c. 7. S. 22; *Epistola ad quendam ministrum*, S. 19.
- (43) *Regula prima*, c. 5. S. 4; *Testamentum*, c. 10. S. 26.
- (44) *Regula prima*, c. 4. S. 3; *Regula bullata*, c. 10. S. 23.
- (45) *Regula prima*, c. 5. S. 4.
- (46) *Ibid.*, c. 2. S. 1-2; *Regula bullata*, c. 2. S. 20.
- (47) *Regula bullata*, c. 2. S. 2. S. 20.
- (48) *Regula prima*, c. 17. S. 11.
- (49) *Regula bullata*, c. 9. S. 23.
- (50) *Ibid.*, c. 12. S. 24.
- (15) *Ibid.*, c. 8. S. 23.
- (22) *Regula prima*, c. 18. S. 12; *Regula bullata*, c. 8. S.

22-23; Epistola ad quendam ministrum, S. 20.

(63) Regula bullata, c. 8. S. 22-23.

(64) Ibid., c. 12. S. 24.

(65) Ibid., c. 7. S. 22.

(66) Epistola ad quendam ministrum, S. 20.

(67) Regula bullata, c. 4. S. 21.

(68) De religiosa habitatione in eremo, Ibid.

(69) Epistola ad quendam ministrum, S. 20.

(70) Regula bullata, c. 8. S. 22-23.

(71) Testamentum, c. 12. S. 26; Epistola ad capitulum

generale, Prologus, S. 38; c. 6. S. 41.

(72) Regula bullata, c. 8. S. 23. *この条は總長が屬長を*

全員一致で總長を不適任と認められた時「主の名をあげて他の者

を自分の代りとするに選ぶ」(in nomine Domini alium

sibi eligere in custodem) とし、次にこの通りである。

(73) L. Hardick, Ibid., S. 67-68.

(74) Testamentum c. 10. S. 26.

(75) Epistola ad capitulum generale, c. 6. S. 41.

(76) Epistola ad quendam ministrum, S. 19-20.

(77) Testamentum, c. 9. S. 26.

(78) *ツルリロ各條のことは H. Denifle, Die Constitur-*

tionen des Prediger-Ordens vom J. 1228, in: Archiv für

Literatur- und Kirchengeschichte I. Berlin, 1885, S. 165-

初期フランシスコ会の教団組織のことは

227. の原典 (S. 193-227) が収録されている。特に会の制度面

のことは S. 212-222. なお「エーロン・キリスト教史 3」

(中央出版社)、五七一九一頁所収の拙稿「修道会改革—シトー

会・托鉢修道会」のドミニコ会の部分(八四—九〇頁)を参照。

(79) 一二一七年から一二二一年までの總長であった Petrus

Cathanii が入会前、法律学者であった。Vgl. Johannes Jör-

gensen, Der hl. Franz von Assisi, München 1952, S. 370,

Anmerkungen 4; S. 393. Anmerkungen 156. 一二二一年

から一二二七年までの總長であった Elias de Cortona が入

会前、ネローニヤの公証人をつとめた。Cf. R. B. Brooke,

Early Franciscan Government from Elias to Bonaventure,

Cambridge, 1959, p. 51.

聖フランシスコの在世時から重きをなして、一二二七年から一二

三二年までの一時ヒリアスに代って總長となつた Johannes

Parens の入会前、法律学者であった。Cf. R. B. Brooke,

Ibid., p. 125.

(80) Testamentum, c. 4. S. 25. *この条はフランシスコの*

会に關係し Dominus dedit michi de fratribus といふ表現

を用いたことである。

(81) Vita prima, n. 21-26, p. 143-146; n. 29-31, p. 148-150.

(82) "per caritatem spiritus voluntarie serviant et obe-

diant in vicem." Regula prima c. 5. S. 4.

(83) "...nullus in vita ista vocetur prior, sed generaliter

- omnes vocentur fratres minores." Ibid., c. 6. S. 5.
- (74) De religiosa habitatione in eremo, Ibid.
- (75) Thomas de Celano, Vita secunda, n. 32. in: Analecta Franciscana t. X, p. 150. なお「第一会則」九章では「各人は母がその息子を愛し養う如く自らの兄弟を愛し養うべし」(Et quilibet diligit et nutrit fratrem suum, sicut mater diligit et nutrit filium suum, —) としなわてゝ S. 9. Regula Prima, c. 9. S. 7.
- (76) S. P. Benedicti Regula cum commentariis, c. 2. in: Migne, Patrologia Latina 66, col. 263-266.
- (77) 会が数々の特権を賦与された後、すなわち一二六九年に書かれたボナヴォンチャーラの Apologia pauperum とおぼつて (S. Bonaventura, Opera Omnia, Ad Claras Aquas 1882-1902, t. VIII, p. 312b) ちか' フランシスコ会士が、法的権利の所有者となりうる他のキリスト教徒と区別され、教皇の幼児と家の子の如き (tam quam parvuli et filifamilias) としなわてゝゝることを注目すべきである。そして「フランシスコ会則の誓」(Testamentum, c. 8 in. Ibid., 26) に於て「教皇から一切の権利の賦与を求めしむることを断念してゝるべきである。」
- (78) この傾向は、特に Regula prima cc. 1, 2, 3, 4, 9, 15, 26 などにみられる。
- (79) Regula prima, c. 13, S. 9.
- (80) Father Cuthbert, The Romanticism of S. Francis of Assisi, London, 1924. p. 132-133. の叙述は、この点を示唆するものである。
- (81) ベネディクト会則では、八章から一〇章までが共同の祈りの規定である (Benedicti Regula, Ibid. cl. 409-cl. 480) だが、フランシスコ会「第一会則」では第三章 (Regula prima, c. 3. S. 2-3) のみ、同「第二会則」では第三章 (Regula bullata, c. 3. S. 21) のみである。
- (82) Regula prima, prologus. S. 1; Regula bullata, c. 1. S. 20.
- (83) Epistola ad fratrem Leonem. in; Böhmer Ibid., S. 46.
- (84) 拙稿「トミンのトミンの清貧理念と社会環境の関係」(史学四十五卷三号)参照。
- (85) A. Borst, Die Katharer, Stuttgart, 1953. S. 202-212.
- (86) Benedicti Regula, Ibid., c. 2 cl. 263-264; c. 59. cl. 839-840.
- (87) H. Roggen, Die Lebensform des hl. Franziskus von Assisi in ihrem Verhältnis zur feudalen und bürgerlichen Gesellschaft Italiens, Werl i. Westfalen, 1965, S. 69-71.
- ちか Johannes Simplex ちか Thomas Celano, Vita secunda, n. 190, in: Ibid., p. 239. としなわてゝ「貧乏の由り」に入念

時の財産処分の際にただ一頭の牛しか貧者に施すべきも
たなかった。しかし聖フランシスは、彼の家の窮状をみて、そ
の牛を彼の家族に返したという。

- (88) Regula prima, c. 7. S. 5.
- (89) Ibid., c. 2. S. 1.
- (90) Ibid., c. 7. S. 5.
- (91) Regula bullata, c. 5. S. 21-22.
- (92) Vita prima, n. 16. p. 15. この修道院は、Gubbio の南方
およそ十軒、現在 Vallingegno と呼ばれてゐるところにあつ
たベネディクト会の S. Verecundi 修道院であると推定され
てゐる。
- (93) Vita secunda, n. 75. p. 176.
- (94) Regula prima, n. 7. S. 5.
- (95) Testamentum c. 5. S. 25.